

大分県NPO活動のPR動画制作委託業務 仕様書

1 業務名

大分県NPO活動のPR動画制作委託業務

2 目的

県民及び県内企業に対して、NPO活動に取り組む人たちの思いや取り組み内容を発信することで、NPO団体の認知度・信頼度を高め、さらなる協働の推進を図るため、PR動画を制作するものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月15日まで

4 委託業務の内容

以下により、デジタルマーケティングの手法によるプロモーションを実施する。

(1) 本業務のターゲット

- ・本業務におけるターゲットの考え方は下記表に示すとおりとする。

主な対象地域	大分県内
性別	問わない
年代	20～30代 <参考> ・NPO団体役員の平均年齢 20～30代：全体の3.6% ・NPO団体職員の平均年齢 20～30代：全体の8.1% 「R4年度大分県NPO団体等の現状把握に関する調査」より
興味関心	・NPO団体のことをあまり知らない人 ・NPO活動に興味をもっているが、実際の活動に参加したことがない人

- ・本業務において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容

行動変容	【県民に対して】 ・NPO団体の活動を知ってもらいたい。(認知度・信頼度アップ) ・NPO団体の活動を応援してもらいたい。(活動への参加等) 【県内企業に対して】 ・NPO団体の活動を知ってもらいたい。(認知度・信頼度アップ) ・企業・NPOそれぞれの特性を活かした協働に取り組んでももらいたい。 ・NPO団体や中間支援組織の活動を応援してもらいたい。 (賛助会員・寄附等)
------	--

(2) 目標の設定

目標項目	動画7本の総視聴回数（令和5年11月中旬～令和6年3月15日まで）
目標値	1,992回 199,153（大分県の20～30代人口）×0.01=1,991.53→1,992回 「令和4年版大分県の人口推計」より

- ・設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

(3) 受託者による動画運用計画の作成

- ・次に掲げる事項を盛り込んだ「動画運用計画」を作成し、契約締結後速やかに県に提出し、説明のうえ、承認を得ること。

【動画運用計画に盛り込むべき事項】

- (ア) 本業務を通じたカスタマージャーニー
本業務におけるターゲットを元に本業務を通じたカスタマージャーニーを設定する。
- (イ) 事業期間を通じた動画の運用方針
カスタマージャーニーに基づき、以下を設定する。
 - A) 手法（動画配信とする）
 - B) 掲出プラットフォーム（You Tube とする）
 - C) 動画の内容（前述2参照）
 - D) 運用スケジュール（後述（5）参照）
- (ウ) 情報発信コンテンツ（動画）の作成方針（後述（4）参照）
- (エ) 動画効果の検証及び運用の見直し方法
- (オ) 目標設定（前述（2）参照）
- (カ) その他必要な事項

(4) 情報発信コンテンツ（動画）の制作

- ・7団体の活動PR動画（1団体あたり5分程度）を制作する（計7本）。
- ・動画の撮影日数は3日（1日あたり2～3団体）とする。
- ・出演者・インタビュアーについては、県と協議のうえ決定すること。
- ・ターゲットに対して、起こしてもらいたい行動変容を促す動画を制作すること。
- ・動画の配信結果等からターゲットのニーズ等についての検証を行うことを考慮すること。
- ・パソコン、スマートフォン、タブレットで閲覧されることを念頭に制作すること。
- ・動画の構成としては、以下のような内容を想定している。
 - (ア) NPO団体へのインタビュー
 - (イ) 実際の活動の様子を紹介
 - (ウ) 寄附方法・NPO情報サイトの紹介

(5) 動画の運用管理・スケジュール

- ・業務（４）で制作する動画を用いて、動画運用計画に基づいて、事業効果の最大化を図るよう、You Tube へ掲載すること。
- ・掲載場所は、県が作成している You Tube チャンネルとすること。
- ・スケジュールについては以下のとおりとする。ただし、やむを得ない事情により動画の撮影・公開を延期する必要があるときは、事前協議のうえ、撮影日・公開日を定めるものとする。

時 期	内 容
令和 5 年 9 ～ 1 0 月	動画撮影・編集（7 本）
令和 5 年 1 1 ～ 1 2 月	動画編集・公開（7 本）
令和 6 年 1 ～ 3 月	動画運用効果検証

(6) 効果測定、改善

本業務の分析結果により、来年度以降、目的を達成するためにより効果的であると判断できる改善案を報告すること。

5 成果物及び提出物

(1) 動画

- ・本業務により制作した動画は、制作完了後、データにて納品すること。なお、本業務により制作した動画の著作権の取扱いは、次のとおりとする。
- ・受託者は、成果物に付与される著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 1 条から第 2 8 条に規定する権利を、第 1 3 条第 2 項の規定による引渡しと同時に大分県に無償で譲渡するものとする。
- ・大分県は、著作権法第 2 0 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。
- ・受託者は、大分県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 1 8 条及び第 1 9 条の規定を行使することができない。

(2) 報告書

- ・業務完了後、以下の内容を含んだ報告書を提出すること。
 - (ア) 本業務にかかる効果検証分析レポート
 - (イ) 本業務の分析結果により、来年度以降、目的を達成するためにより効果的であると判断できる改善案

6 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

7 その他業務実施上の条件

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (2) 受託者決定から契約締結の間に県と契約内容を詳細に協議すること。
- (3) 本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は大分県に帰属することとする。
- (4) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。